熊本県公報

第１１０５３号
平成15年11月19日（水）
（毎週　月・水・金発行）

目　次

告　示
○死亡牛の牛海綿状脳症の検査……（畜産衛生課）1
○公有水面埋立に伴うしゅん功認可……（漁　港　課）2
○海岸保全区域の指定……（港　湾　課）2
○保安林の指定に関する予定……（森林保全課）4
○　〃　……（　〃　）4
公　告
○開発行為に関する工事の完了……（建　築　課）4
○都市計画の図書の写しの縦覧……（都市計画課）5
○　〃　……（　〃　）5
○大規模小売店舗立地法に基づく届出……（商工政策課）5
○　〃　……（　〃　）6
○　〃　……（　〃　）6
○　〃　……（　〃　）6
○　〃　……（　〃　）7
○　〃　……（　〃　）7
○　〃　……（　〃　）8
○　〃　……（　〃　）8
○2003年漁業センサス入力媒体作成及び電子計算機処理業務に係る一般競争入札の実施……（統計調査課）9
○二級河川広瀬川河川整備基本方針……（河　川　課）11
○開発行為に関する工事の完了……（建　築　課）11
○　〃　……（　〃　）11
○平成15年度熊本県水産業改良普及員資格試験の実施……（水産振興課）11
○県営土地改良事業計画……（農村計画課）12
○総合計画推進委員会及び同政策評価部会合同会議の開催……（企　画　課）13
登　載　依　頼
○職業能力開発審議会の会議の開催……（職業能力開発審議会）13

告　示

熊本県告示第1115号

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第2項及び家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、死亡牛の牛海綿状脳症の検査を次のとおり実施する。

平成15年11月19日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　実施の目的
牛海綿状脳症の発生状況及び動向を把握するため。

2　実施する区域
県内全域

3　実施の期日
平成15年12月1日から平成16年3月31日まで

4　実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛。ただし、同条第2項ただし書に該当する場合を除く。

5　検査の場所
菊池郡七城町大字蘇崎1293-1　熊本県中央家畜保健衛生所（BSE検査施設）

6　検査の方法
家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項に定める方法による。

7　その他
手数料は、熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）に基づき徴収する。